

横浜市白幡地区センター指定管理者選定評価基準項目

項目	小計	配点	評価基準
1 基本条件の理解度	20点	1-1 [10点]	・「施設の設置目的」や「区役所の施策上の施設の位置付け」及び施設内容、機能等を適切に理解し、これを踏まえた管理運営の提案がなされているか
		1-2 [10点]	・「地域特性」を適切に理解し、地域ニーズを踏まえて、地域コミュニティの醸成や地域の連携に繋がる管理運営の提案がなされているか
2 公平性	10点	2-1 [10点]	・全ての利用者に対し、公平な利用機会の提供が可能となっているか
3 安全性・安定性	35点	3-1 [5点]	・安定的な管理運営を継続できる職員体制が取られているか
		3-2 [5点]	・個人情報保護その他の法令遵守体制について明確に示され、職員の業務習熟、資質向上のための研修が十分に行われる計画となっているか
		3-3 [5点]	・横浜市（区）防災計画等を踏まえ、公の施設としての役割を果たす計画となっているか ・地域と連携した日常的な防災への取組がなされているか
		3-4 [10点]	・設備の故障、事故、犯罪等を未然に防ぐ管理運営体制が取られ、緊急時の対応や危機管理の対応が具体的に計画されているか
		3-5 [10点]	・安全かつ安定した施設及び設備の維持管理計画、長寿命化に貢献する修繕計画となっているか ・建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか
4 運営の実施効果	20点	4-1 [10点]	・地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させる具体的な取組などが提案され、地区センターの基本理念を効果的に達成する運営計画となっているか
		4-2 [5点]	・利用者数、施設稼働率の向上に対し、有効な対策が示されているか
		4-3 [5点]	・需要動向を踏まえた効果的な料金設定等の工夫を行っているか
5 利用者ニーズの把握・利用者サービス向上の取組	20点	5-1 [10点]	・利用者ニーズを捉えるための有効な手法が示され、施設運営に反映させる仕組みが具体的に提案されているか
		5-2 [10点]	・利用者サービスを向上する取組について、具体的かつ現実的な提案がなされているか

6 効果的な自主事業展開	25 点	6-1 [5 点]	・地区センター自主事業の趣旨に沿った計画となっており、地域住民の自主的活動や相互交流の促進が具体的に見込める提案内容となっているか
		6-2 [10 点]	・内容が多岐に渡り、幅広い層の住民が参加できる計画となっているか
		6-3 [5 点]	・質の高い事業を行う工夫が行われているか
		6-4 [5 点]	・地域住民が参加しやすい参加費設定を基本としているか、多彩で魅力的な事業の実施にあたっては妥当な参加費の設定となっているか
7 効率性	25 点	7-1 [5 点]	・施設及び設備の維持管理計画に効率化の工夫が見られるか
		7-2 [10 点]	・収支計画は適切か ・感染症流行等の不可抗力の影響等で利用料金収入が減った場合の具体的な対応方法が提案されているか
		7-3 [10 点]	・利用料金の増収や運営の効率化等により、指定管理料の削減に繋がっているか
8 積極性、意欲	15 点	8-1 [10 点]	・本業務に取り組む姿勢や提案内容に強い意欲、積極性が見られるか
		8-2 [5 点]	・横浜市の重要施策の実現に向けて、積極的に取り組んでいるか
9 団体の資質・実績	20 点	9-1 [10 点]	・団体の経営状況、社内体制、業務実績が本業務遂行上問題の無いものであるか
		9-2 [5 点]	・応募団体（共同事業体による応募の場合は代表団体）は市内中小企業等（次の①～③のいずれかに該当）であるか ①市内中小企業 ②中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者（※1） ③地域住民を主体とした施設の管理運営等のために地域住民を中心に設立された団体（※2）
		9-3 加減点項目 [±5 点]	【現指定管理者に関する評価】 ※該当する場合は加点、下回る場合は減点 ・区の業務点検による評価や、第三者評価の結果等が優秀であり、仕様書「2 地区センターの管理に関する基本的な考え方」を上回る取組みができていますか

10 感染症等に係る対応	10点	10-1 [5点]	・利用者が安全に施設を利用することができるよう、感染症拡大防止対策等の具体的な取組が提案されているか（感染防止対策、施設利用時のルール、施設予約時の工夫等）
		10-2 [5点]	・必要かつ適切な対策を実施したうえで、利用者が積極的に利用・参加できるような工夫を凝らした事業計画となっているか（自主事業計画含む）

(合計 200 点)

※1 代表団体が市内中小企業等であること

※2 次のア～ウの全ての条件を満たすこと

- ア 企業以外の団体（社会福祉法人、NPO法人、外郭団体、区民利用施設協会など）であること
- イ 当施設がある区（神奈川区）に、団体の本部があること
- ウ 団体の役員が区内の住民の半数以上で構成されていること